861
80
1

関東を主とする酒造関係資料雑纂

上野國利根郡 三十三

三十三

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

國立圖書館
昭 24. 3. 29
寄贈

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

天保七年

酒三歩一造清改帳

明年一和稼之稼之外

無稼勝手造四歩上之支

申十月 [illegible]

[illegible]

國立圖書館
昭 24. 3. 29
寄贈

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

天保七申年十月

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

天保七申年十月

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

尚勝有高

古米拾俵　但四斗入

門六俵

一　殘米四俵

是先年不能通可相廢者

尚勝有高

古米又俵　但四斗入

門二俵

一　殘米或俵

是先年所能通可相廢者

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

右之通出来候儀相違無御座候

天保七申年十月日

大岡山城守領分
前川根郡湯田村
酒造人
百姓 喜太夫
組合惣代
百姓 久兵衛
村役惣代
年寄 林之丞

右同断
大岡山城守領分
上川根郡川根村
酒造人
百姓 国治
組合惣代
百姓 市左衛門
村役惣代
名主 勇之助

同領分
同国同郡笹間村
酒造人
百姓 傳兵衛

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

天保七申年十月

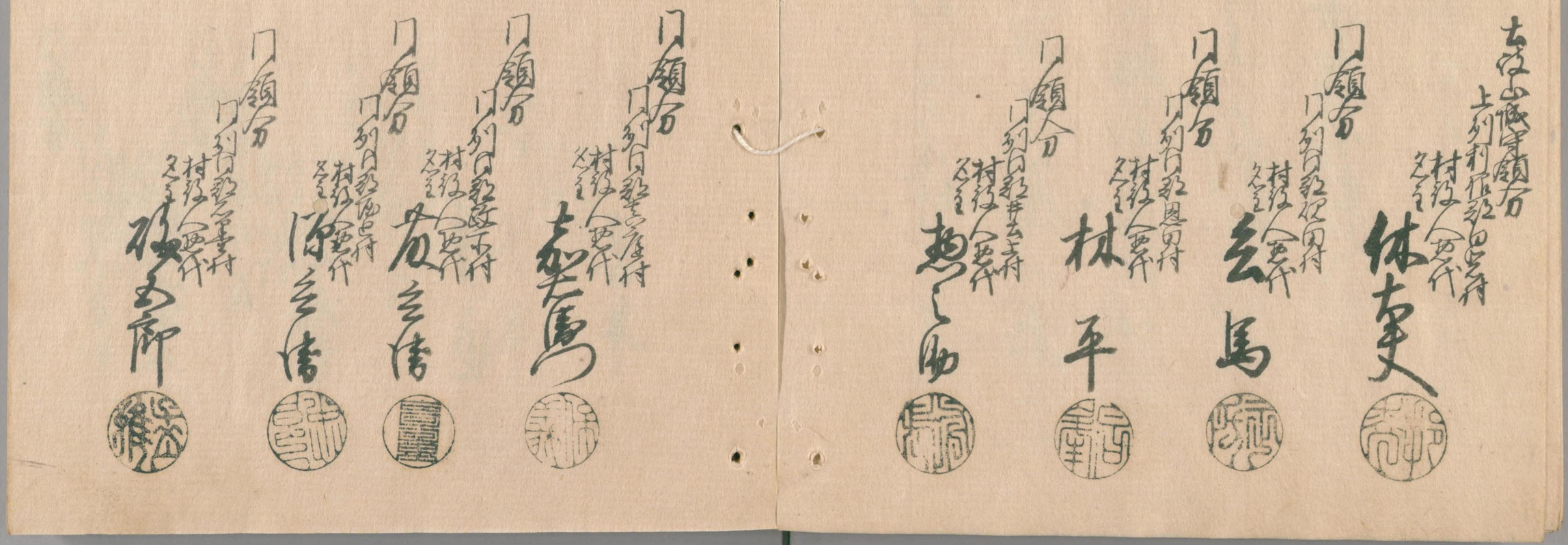

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

酒造米百俵ニ付
三俵造米百俵ニ付弐俵ノ割合ヲ以
一造米弐百弐拾石

是ハ領分内ニ新ニ酒蔵取立
候文禄文化度ノ造石ニ
領分ニ預ケ置候ニ付
拂底ニ付当年ニ限リ
酒造仕候事

午
南部左京亮
酒拾弐万

一酒造高百石之者

先ず口頭を以て当町役所へ申出
度く候、其節は文化○年及び○○
文政○年御改正の酒造仕法書
賃体借

外

古河御役所

古河南町
名主 ○○

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

一酒造高百三拾六石

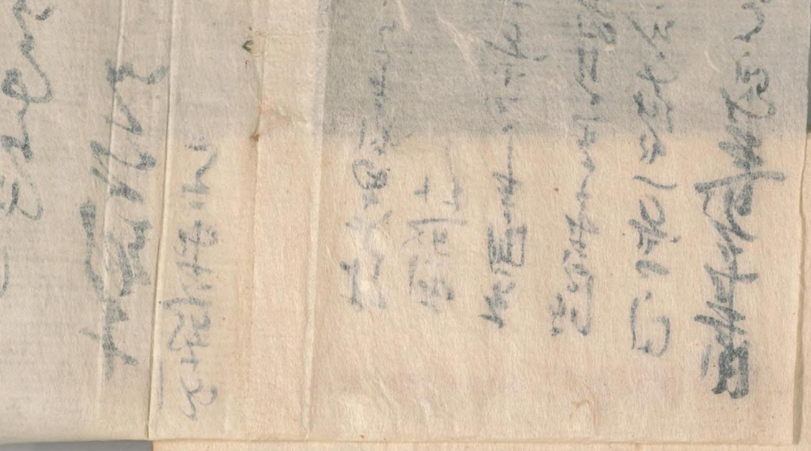

兄之門領分門別村名所作右之四軒不持仕左様天和之
度々之改革仕其年限文化之寛年及方々領主ヨリ願上儀
文政貴船之酒造渡世仕其年限不世上米穀拂底ニ付當申年
皆休造

外

古酒之分當申九月迄之賣拂業居

古枝山城守領分
上列村名所江田村本所
酒造人
百姓 善兵衛

一酒造高七拾六石

古之儀天和年中先祖休造仕門鑑四軒不持仕後
元禄天和之文化之度々之御改革仕候迄
無貴船之酒造渡世仕古書類不持仕其年限不世上
米穀拂底ニ付當申年お休申候

外

古酒之分當申九月迄之賣拂業居

門領分
門別村名所不申候
酒造人
松右衛門 又兵衛

酒造高七拾石
三十分壹造米高或拾六石三斗三升七合
一造米高四石八斗

大坂山城守領分
上列利根郡沼田上町
酒造人
[illegible]
治郎兵衛

古今天和年中先祖治郎右衛門引續四年不持仕其後
元祿天明文化度々領主下改ヲ受是迄無冥加ニ
酒造渡世仕古書類不持仕其昔然不世上米穀拂底ニ付
當申年猶減造佶

升
當時ハ高
古酒 三沽

酒造高百五拾石
三十分一造米高五拾石之内
一造米高或拾五石

大坂山城守領分
上列利根郡沼田上町
酒造人
[illegible]
為七

先古天和年中先祖治郎右衛門引續四年不持仕其後
元祿天明文化度々領主下改ヲ受是迄無
冥加ニ酒造渡世仕古書類不持仕其昔然不世上
米穀拂底ニ付當申年減造佶

升
當時ハ高
古酒 七沽

門領分
門前町新門前町
酒造人
年寄 八郎悴
吉郎助

酒造高百弐拾石
元禄十一寅年造米高四百弐拾三石三斗内
一 造米高八石
右ハ天和年中先祖忠左衛門後人四郎兵衛ゟ譲請仕候後元禄
天明文化度々之被仰渡之通御減石仕候得共追々加之
酒造渡世仕来書面之米高不残相仕来候得共此度世上米穀払底
付当申年相減造仕候
〆
当時造米高
外
古酒四石

門領分
門前町新門前町
酒造人
年寄 幸治郎
東四郎

酒造米高八拾石
元禄十一寅年造米高弐百九拾石五斗六升内
一 造米高弐拾石
是ハ門領分門前町新町ニ而先祖ゟ新規酒造株相始安永年中ゟ相稼仕
候後天明文化度々之被仰渡之通相稼仕候得共去ル文化五辰年
改之節ゟ上議追々御免加之酒造渡世仕来候得共此度
世上米穀払底ニ付当申年相減造仕候
〆
当時造米高
外
古酒五石

右通り義相連帯上書以上

天保七申年十月

大坂山藏国領分
上列利郡[illegible]
酒造人
百姓 三之助

組合世代
百姓 三郎兵衛

同領分
同列同郡同所
酒造人
百姓 [illegible]兵衛

組合世代
百姓 佐兵衛

役人世代
久之 勘平

同領分
同列同郡同所十所
酒造人
捨所 治郎兵衛

組合世代
百姓 伊兵衛

役人世代
久之 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

酒造高九拾石

三十四年造米高二拾石之内

一 造米高弐拾石

先ニ門領分門列門弟作村百姓浮世不持ニ酒造株去ル享和元年
酉年中ヨリ方ヶ領ヨリ願ニ上議結文化元子年領ヨリ役情ヨリ見
出改ニ結ニ門領分門列門弟作田村米町私不持ニ居鋪ニ是ニ迄無
冥加ニ酒造出造仕候ニ不世上米穀拂底ニ付当申年狂減造仕候

外

当時五高

古酒拾貼

出役山城ヶ領分
上列利根郡所田村
酒造人
百姓 固治

一 酒造米高九拾石

先ニ門領分門列門弟作田舟石所百姓新屋天和年中ヨリ四来
不持株ニ出居ニ去ル文化十一年門列門弟作田村米町至ニ結方ニ議
結当ヨリ文化十四丑年中ヨリ方ヶ領ヨリ役情ヨリ願ニ上私方ニ議結無
冥加ニ天ヶ保結ニ迄様ニ出ニ不門列門弟作田村百姓八尺屋太蔵ヲ
文化十四丑年中ヶ借結酒造出造仕候ニ不世上米穀拂底ニ付当申年
皆体仕候

外

当時五高

古酒拾貼

門領分
門列門弟作田村
酒造人
百姓 伝之清

一

酒造米高八拾石

先者門領分門列門額立先村百姓漁業之天明二寅年中ゟ不持仕
門之卯年文化元子年ゟ当度領主役頂ゟ出役ゟ請ニ後文化四丑年
双方ゟ領主ゟ願ニ上譲請ニ無異加ニ酒造渡世仕候而世上米
穀拂底ニ付当年皆休仕

外

古酒ニ付当九月迄ニ書拂無差度

古役山城守領分
門列門額立先村
酒造人
百姓 又兵衛

右之通ニ付義右造ニ付申ニ付以上
[illegible]

天保七申年十月

古役山城守領分
[illegible]
酒造人
百姓 [illegible]
[illegible]
百姓 九右衛門
[illegible]
[illegible]
桂之丞

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

酒造高百三俵六石
三家一造来高四俵六八年三年内
一 造来高或俵石
先主人私先人組ゟ四軒不持ニ酒造様天明文化ニ成ル事ニ役間ゟ
仕改ゟ結ニ無賞加ニ酒造後世仕ル然ニ世上来穀抄應有当申年
御減造仕ル
外
当時五高
古酒格ニ如ル

口領分
口列門組口不門不組
酒造人
古兵三年
百姓
[illegible]

酒造高二俵四石四年
三家一造来高或俵石八年内
一 造来高或俵石
是ニ口領分口列門組口四軒不持ニ酒造様享和
三亥年中双方ゟ領主ゟ願上儀結ニ後文化元子年領主ゟ
改ゟ結ニ無賞加ニ口領分口列門組口四軒不持ニ原鋪仕度ニ付
酒出造仕ル然ニ世上来穀抄應有当申年御減造仕ル
外
当時五高
古酒ニ如ル

酒造高百貳拾四石
三寸一造来高二拾壹石六斗門

一 造来高貳拾石

是之門領分門別門額江田中町百姓方ニ四十年来持之酒造様宝政
八辰年中双方ト領主ト願之上譲請ニ于後文化元年領主ト改ヲ
請無異加ニ門領分門別門額江田中町私来持之屋浦ニ酒出造
佶然不世上来穀拂應ニ付当申年於臓造佶

外
当時ニ高
古酒八結

門領分
門示
酒造人
万姓
林右衛門

酒造高百八石
三寸一造来高二拾壹石六斗門

一 造来高貳拾石

是之門領分門別門額江田我来町百姓西三郎四十年来持之酒造様宝暦
十巳申年中双方ト領主ト願之上譲請ニ于後天明文化之当度領主
行間ト改ヲ請無異加ニ酒造廃世佶然不世上来穀拂應ニ付当
申年於臓造佶

外
当時ニ高
古酒拾四結

門領分
門示
酒造人
治郎八年
万姓
治郎七

酒造高八拾貳石
[illegible]

一 造米高拾七石

[illegible]
文化[illegible]
上[illegible]
[illegible]

外
[illegible]
古酒拾[illegible]

[illegible]
[illegible]
酒造人
[illegible]
[illegible]

酒造高九拾石
[illegible]

一 造米高貳拾石

[illegible]
領[illegible]
[illegible]
[illegible]

外
[illegible]
古酒拾[illegible]

[illegible]
[illegible]
酒造人
[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

酒造高四拾石
三家一造米高拾六石三斗内
一 造米高七石

見之内領分内列新造田上河百姓五百四十五人之酒
造様大明文化之事度領主之改正信之後文化之寅年中双方
領主之親之上譲信之所大加之酒造減世仕以後不世上年来新拂
寅三月当申年 従械造結

年
当時主之高
古酒五結

内領分
内列日報日示
酒造人
万姓 茂三郎

左波山藏分領分
上列和銀銀川酒湯五姓
酒造人
五之酒伴
万姓 紀三郎

紀伊五代
万姓 与三郎

村役人五代
久之 源三郎

内領分
内列日報日示
酒造人
万姓 如三郎

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

関東を主とする酒造関係資料雑纂

山梨県甲府市外

甲府市外

甲府市外

甲府市外

酒造高百貳拾石
三家一造米高百拾石之内
一 造米高拾貳石

是之内領分内列内親戚国中所百姓忠之儀出入組織者之天和之三年
中分四年来得之酒造様之儀天明文化之度領之行場分改之儀者
後文化之五年双方分領之親之上儀者無之酒造廃世仕者
其旨然不世上来穀拂應之時当申年相減造儀

年
当時之高
古酒貳結

内領分
内列内親戚国中所
酒造人
名姓 米之儀

酒造高八拾八石
三家一造米高貳拾石之年三年内
一 造米高拾石

是之内領分内列内親戚国中所忠之儀不得之酒造様之儀七申年
中双方分領之日親之上儀者不得仕者後天明文化之度出改ヲ
儀無之酒造廃世仕者其旨然不世上来穀拂應之時当
申年相減造儀

年
古酒之分当八月迄之穀拂無之儀

国領分
内列内親戚国中所
酒造人
名姓 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1
ガラス使用

関東[illegible]

山田[illegible]

吉田[illegible]

山[illegible]

古田平[illegible]

[illegible]

内[illegible]

[illegible]

小池三[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

19909

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

861
80
1

国立国会図書館　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』 請求記号 861-1

ガラス使用

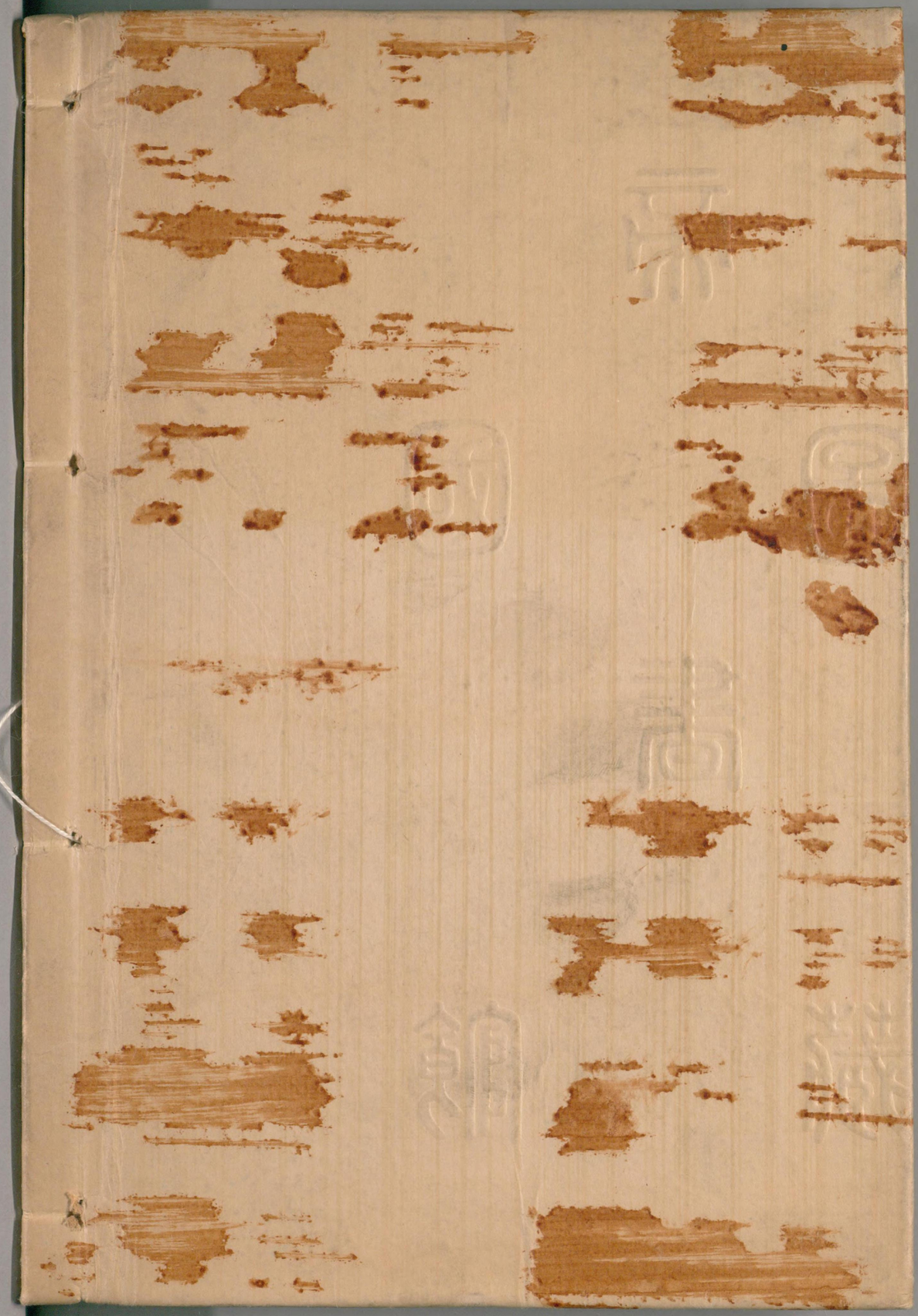

国立国会図書館　　タイトル『[関東を主とする酒造関係資料雑纂]』　請求記号 861-1

ガラス使用